

河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を公表 《雄物川水系横手川・丸子川》

平成22年3月29日発表
国土交通省東北地方整備局
湯沢河川国道事務所

雄物川水系横手川及び丸子川について、平成22年3月30日に浸水想定区域を指定・公表いたします。

この浸水想定区域は、「洪水ハザードマップ」の基礎となるものであり、水災による被害の軽減に役立てられることが期待されます。

「浸水想定区域の指定・公表」

洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川について、

- 河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を「浸水想定区域」として指定する。
- 浸水想定区域及び想定される浸水深を公表するほか、関係市町村長に通知する。

こととなっております。

この浸水想定区域は、「洪水ハザードマップ」の基礎となるものであり、水災による被害の軽減に役立てられることが期待されます。

また、平成22年3月30日付けで公表する浸水想定区域と浸水深を関係する大仙市長あて通知するとともに、東北地方整備局と湯沢河川国道事務所で縦覧いたします。

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田県魁新報社湯沢支局、大曲支局

(問い合わせ先)

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所
副所長(河川担当) 阿部 富雄(内線204)
調査第一課長 堀井 寿(内線351)
住所：湯沢市関口字上寺沢64-2
電話：0183-73-3174 FAX：0183-72-2164

(参考資料1)

「雄物川水系横手川・丸子川の浸水想定区域図の指定・公表」

1. 浸水想定区域の策定

- (1) 雄物川水系横手川及び丸子川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された時点の横手川及び丸子川の河道整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である概ね100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより、雄物川及び横手川・丸子川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
- (2) はん濫シミュレーションは、一定の破堤条件を設定し、はん濫計算は250mメッシュで行い、浸水想定区域及び浸水深は50mメッシュでの地盤高から推定したものです。
- (3) シミュレーションにあたっては、支川のはん濫、想定を超える降雨、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 浸水想定区域の基本事項

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 作成主体 | 国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所 |
| (2) 指定年月日 | 平成22年3月30日(官報告示) |
| (3) 指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条1項 |
| (4) 対象となる洪水予報河川 | 雄物川水系横手川・丸子川 |
| (5) 関係市町村 | 大仙市 |
| (6) 浸水想定区域の指定区域及び浸水深の公表 | 1/1万の図面による縦覧
(東北地方整備局・湯沢河川国道事務所)(※1) |

※1 縦覧場所の住所

- | | |
|-----------|---------------------|
| 東北地方整備局 | 住所：仙台市青葉区二日町9-15 |
| | 電話：022-225-2171 |
| | 担当：河川部河川管理課 流域水害対策係 |
| | 縦覧時間：9:15～18:00 |
| 湯沢河川国道事務所 | 住所：湯沢市関口字上寺沢64-2 |
| | 電話：0183-73-5544 |
| | 担当：調査第一課 水防企画係 |
| | 縦覧時間：8:30～17:15 |

雄物川水系横手川 浸水想定区域図



1. 目的
 (1) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (2) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (3) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (4) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (5) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (6) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (7) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (8) 浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。

2. 浸水想定区域の範囲
 (1) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (2) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (3) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (4) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (5) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (6) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (7) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。
 (8) 雄物川水系横手川の洪水氾濫による浸水想定区域の範囲を明らかにし、関係機関等との連携を図り、浸水被害の軽減を図ることに資する。



